

## 1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）における改正規定のうち、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備に関するものが、公布の日から起算して3月を経過した日（令和8年3月10日）から施行されることに伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）の一部を改正するもの。

## 2 規則案の概要

改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条第2項前段の規定による通知及び求め（以下「通知等」という。）の方法について、国家公安委員会規則で定めることとされているところ、次のように定めるもの。

- 通知等は、通知・要請書を交付して行うものとし、通知・要請書の様式を定める。
- 緊急を要し通知・要請書を交付するいとまがないときは、通知等を口頭で行うことができる。この場合において、通知・要請書は、可能な限り速やかに交付するものとする。

## 3 意見公募手続の実施結果

意見公募手続（令和7年12月19日から令和8年1月17日まで）を実施した結果、31件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとする。

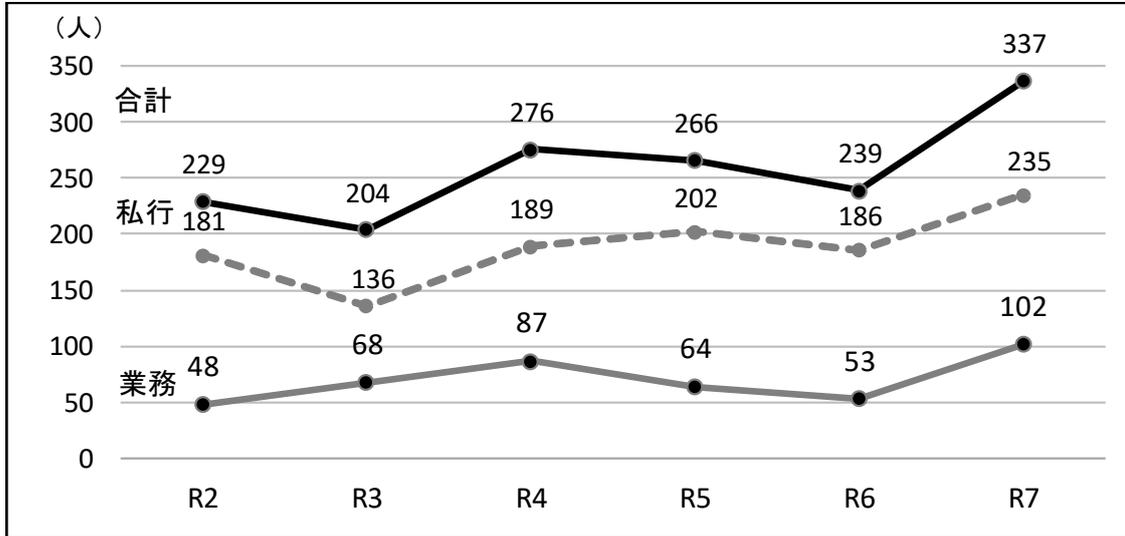
## 4 今後の予定

公布：令和8年2月27日（金）

施行：令和8年3月10日（火）

公安委員会 説明資料No. 2	三代目狭道会、太州会、二代目浪川 会の指定の確認について	令和8年2月5日 刑事局
<p>1 概要</p> <p>令和7年12月18日に広島県及び福岡県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けたところ、審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 三代目狭道会(主たる事務所:広島県、代表する者:池澤<sup>いけざわ</sup>望<sup>のぞむ</sup>)</p> <p>(2) 太州会(主たる事務所:福岡県、代表する者:日高<sup>ひだか</sup>博<sup>ひろし</sup>)</p> <p>(3) 二代目浪川会(主たる事務所:福岡県、代表する者:梅木<sup>うめき</sup>一馬<sup>かずま</sup>)</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件(暴力団対策法第3条第1号)該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う脅迫等の罪により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件(同条第2号)該当性</p> <p>各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件(同条第3号)該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p>		

1 懲戒処分者数の推移



2 事由・処分別

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	16	27	44 (+37)
被疑者事故等			1	1	2 (-1)
情報管理・取扱不適切					0 (-2)
職権濫用・収賄供応等	2	5	2	1	10 (-3)
犯人隠避等		1	1		2 (+1)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	1	4	6		11 (+8)
物品管理不適切等					0 (-1)
その他勤務規律違反等		3	12	6	21 (+6)
暴行・傷害等		1	6	2	9 (+1)
窃盗・詐欺・横領等	20	20	23		63 (+11)
交通事故・違反	7	14	12	7	40 (+2)
異性関係	11	42	44	7	104 (+26)
その他法令違反等	3	6	21	1	31 (+13)
監督責任					0 (±0)
計	44 (+14)	97 (+21)	144 (+40)	52 (+23)	337 (+98)

※ ( ) 内は前年同期比を示す

令和7年中の懲戒処分者数

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計	前年比	
警 察 庁			5	1	6	+2	
北 海 道	1	3	10	1	15	+3	
東 北	青 森	1	2	3	6	+3	
	岩 手	1	1	4	1	+4	
	宮 城				1	±0	
	秋 田		2		2	+1	
	山 形	1			1	+1	
	福 島		2		2	-2	
計	3	7	7	2	19	+7	
警 視 庁	8	6	14	2	30	+10	
関 東	茨 城		2		2	-3	
	栃 木			1	1	-3	
	群 馬			5		+4	
	埼 玉		7	8	2	17	+5
	千 葉		1	3		4	-2
	神 奈 川	4	4	14	12	34	+22
	新 潟		1		1	2	±0
	山 梨			2	1	3	+2
	長 野		2			2	±0
静 岡	3	3	4		10	+6	
計	7	20	37	16	80	+31	
中 部	富 山	1	2	1	1	5	+3
	石 川	1		2		3	+1
	福 井		2	1		3	+2
	岐 阜		1			1	-1
	愛 知		1	6		7	-7
	三 重	3	1	2		6	+1
	計	5	7	12	1	25	-1
近 畿	滋 賀		1	1		2	-1
	京 都		4	1		5	+1
	大 阪	3	14	9		26	+12
	兵 庫	5	5	22	18	50	+30
	奈 良		3	1		4	+3
	和 歌 山		2	1		3	+3
計	8	29	35	18	90	+48	
中 国	鳥 取			3	1	4	+4
	島 根				1	1	-2
	岡 山		3	1		4	±0
	広 島	1	1	3		5	-1
	山 口		3	1		4	+2
計	1	7	8	2	18	+3	
四 国	徳 島		1		1	2	+2
	香 川	1				1	-5
	愛 媛		1	1		2	-1
	高 知	2	1			3	-3
計	3	3	1	1	8	-7	
九 州	福 岡	4	3	5	6	18	±0
	佐 賀	1				1	-2
	長 崎	1	4	3		8	+3
	熊 本	1	4	1		6	+2
	大 分	1				1	-3
	宮 崎		2	2		4	+2
	鹿 児 島		2	3	1	6	+1
	沖 縄			1	1	2	-1
計	8	15	15	8	46	+2	
合 計	44	97	144	52	337	+98	

※ 附属機関及び地方機関の職員並びに地方警務官については警察庁の欄に計上